

## 【 司法制度改革審議会の意見書 】

3 , 弁護士へのアクセス拡充  
( 2 ) 弁護士報酬の透明化・合理化

弁護士報酬の透明化・合理化の見地から、例えば、  
個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化  
報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底を行  
うべきである。

弁護士報酬については、利用者に目安が付きやすくする等の見地から、透明化・合理化を図ることとし、具体的には、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化、報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底を行うべきである。

弁護士法第33条において「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」が必要的会則事項とされていることについては、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）において「報酬規定を会則記載事項から削除する」と定められていることを踏まえ、適切な対応がなされるべきである。なお、報酬に関し、弁護士会が何らかの規定を策定する場合には、その策定過程を透明化すべきである。

## 【 公正取引委員会のガイドライン 】

( 1 ) 独占禁止法上問題となる場合  
資格者団体が、

- 会則に報酬に関する基準を記載することが法定されている場合において、
- ・ 定めた報酬額について値引きを禁止し、又は、値引きを報酬額の一定割合の範囲内と定めて報酬を收受させること
  - ・ 報酬基準の設定が法定されている資格者の業務以外の業務に係る報酬についてまで基準を設定すること

会則に資格者の收受する報酬に関する基準を記載することが法定されていない場合において、標準額、目標額、会員の收受する報酬について共通の目安となるような基準を設定することにより、市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、原則として独占禁止法第8条第1項第4号の規定に違反する。

## ( 2 ) 独占禁止法上問題とならない場合

資格者団体が、会員の收受する報酬について情報活動等を行うことがある。このような情報活動等を通じて会員間に報酬の制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動等が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、独占禁止法上問題となるが、次のような活動を行うことは、原則として独占禁止法上問題とはならない。

需用者、会員等に対して過去の報酬に関する情報を提供するため、会員から報酬に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、報酬の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、個々の会員の報酬を明示することなく、概括的に、需用者を含めて提供すること（会員間に報酬についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。また、価格制限行為の監視のための情報活動に該当するものを除く。）」